

○所得割の軽減 被保険者の所得に応じて、所得割が軽減されます。

5割軽減	総所得金額等が91万円以下の人 (公的年金収入のみの場合、211万円以下の人)
------	--

○後期高齢者医療制度に加入する前日までに、被用者保険（国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません）の被扶養者であった人の保険料の特例

均等割額が9割軽減されます（所得割額は、かかりません）

保険料の納め方

原則として年金天引き（特別徴収）になりますが、年金の額等によっては、納付書や口座振替で納めていただきます。また、年金天引きの対象となる人も、口座振替へ変更することができます。

●特別徴収《年金天引き》年金の定期支払い（年6回）の際に、保険料が天引きされます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付方法	年金天引き		年金天引き		年金天引き		年金天引き		年金天引き		年金天引き	

●普通徴収《納付書・口座振替》7月から翌年3月まで9回で、納付書等により各納期の納期限までに金融機関で納めます。口座振替日は、各月末日です。ただし、月末が土・日・祝日のときは、金融機関の翌営業日となります。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付方法				納付書								

●年度途中で資格取得（75歳年齢到達、転入等）した人 年金天引き対象となる人は、10月から年金天引きが開始されます。7、8、9月の3月は納付書等で納めます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付方法				納付書	納付書	納付書	年金天引き		年金天引き		年金天引き	

保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

◇後期高齢者医療被保険者証（保険証）が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日までです。8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に小郡市から郵送します。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
小郡市役所 国保年金課

☎ 092-651-3111
☎ 72-2111 内線422

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

◇後期高齢者医療制度の保険料についてお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改定することとされており、制度開始以来、初めての保険料率の改定を行いました。

その結果、平成22年度および平成23年度の所得割率と均等割額は以下のとおりとなります。

	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
均等割額	52,213円	50,935円	1,278円増
所得割率	9.87%	9.24%	0.63ポイント増
賦課限度額	50万円	50万円	増減なし

保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等（※注1）に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額 } 52,213\text{円} + \text{所得割額 } \left[\text{総所得金額等} - 33\text{万円} \right] \times 9.87\% \text{（所得割率）}$$

※注1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成22年度の保険料軽減措置

○均等割額の軽減額 世帯（※注2）の所得の状況等に応じて、保険料の軽減措置が行われます。軽減の内容は以下のとおりです。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（※注4）の合計額
9割軽減	5,221円	33万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減（※注3）	7,831円	33万円（基礎控除額）以下
5割軽減	26,106円	33万円（基礎控除額）+ 24万5千円×被保険者（世帯主を除く）の数以下
2割軽減	41,770円	33万円（基礎控除額）+ 35万円×被保険者の数以下

※注2 「世帯」は、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点）が基準となります。

※注3 原則は「7割軽減」ですが、平成22年度も特例措置により「8.5割軽減」に拡充されます。

※注4 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。